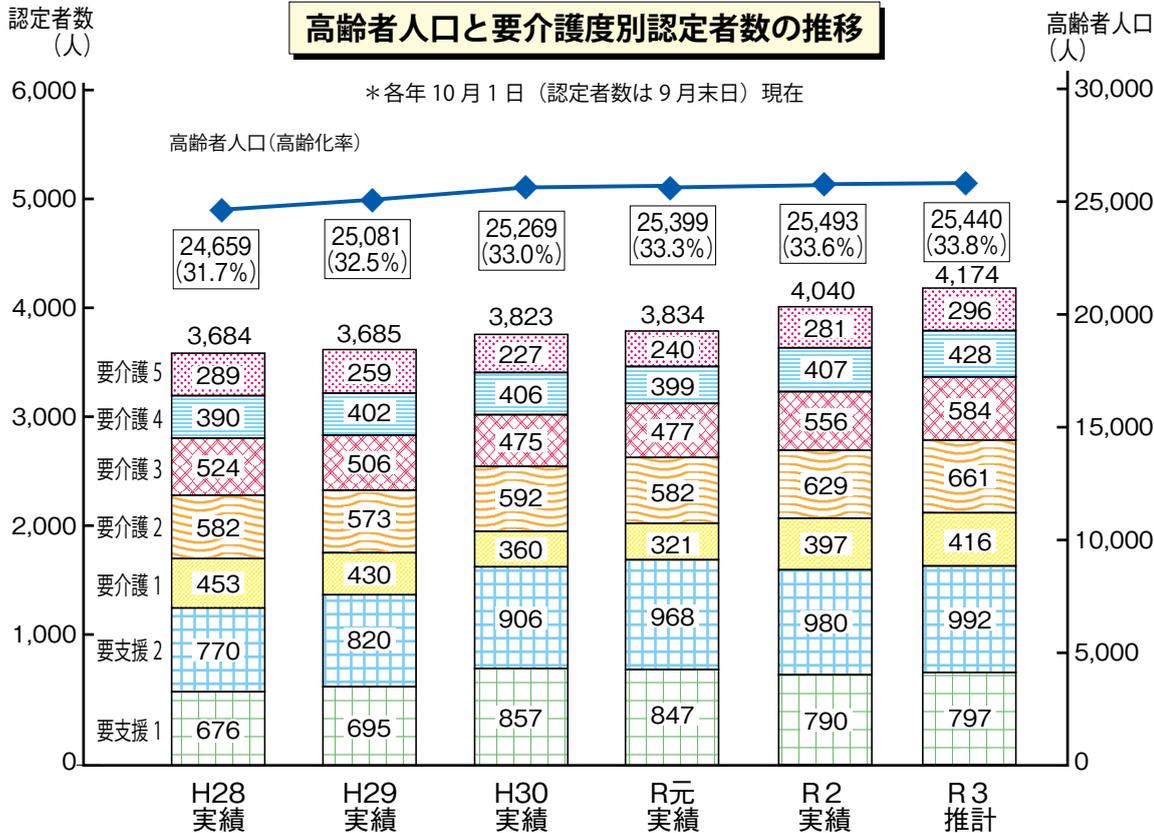




お問い合わせは 高齢介護課 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎(56)4043 FAX(56)4032 へ
[ホームページアドレス] <http://www.city.joyo.kyoto.jp/>



介護保険制度は、増え続ける高齢者の介護を社会全体で支えるしくみとして平成12年4月に創設されました。この制度が始まって21年が経過し、市でも介護サービスの基盤が充実してきました。これからも市では、介護が必要になった人が、住み慣れた地域や住まいで、尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、「高齢者の自立支援」と「持続可能な介護保険運営」を目指して介護保険サービスの充実に取り組みます。

「住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を過ごせるまちづくり」をめざして

令和3年度介護保険料 ～基準額は前年度から据え置きです～

段階	対象者(第1号被保険者(65歳以上の人))	乗率	保険料額(年額:円)
第1段階	生活保護受給者 非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円以下	0.25	15,300
第2段階	非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額120万円以下	0.375	22,950
第3段階	非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額120万円超	0.65	39,770
第4段階	課税世帯で本人非課税、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円以下	0.85	52,010
第5段階	課税世帯で本人非課税、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円超	基準額	61,180 (月額:5,098)
第6段階	本人課税で、合計所得金額125万円以下	1.125	68,830
第7段階	本人課税で、合計所得金額125万円超200万円未満	1.25	76,480
第8段階	本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	1.5	91,770
第9段階	本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満	1.6	97,890
第10段階	本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満	1.7	104,010
第11段階	本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	1.8	110,130
第12段階	本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満	1.9	116,250
第13段階	本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満	2.0	122,360
第14段階	本人課税で、合計所得金額800万円以上900万円未満	2.1	128,480
第15段階	本人課税で、合計所得金額900万円以上1,000万円未満	2.2	134,600
第16段階	本人課税で、合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満	2.3	140,720
第17段階(新設)	本人課税で、合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満	2.5	152,950
第18段階(新設)	本人課税で、合計所得金額2,000万円以上	2.7	165,190

◎合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、土地売却等にかかる特別控除がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います
 ◎第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用いますが、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は給与所得から10万円を控除した金額を用います
 ◎第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います
 ◎年金天引きの人は、すでに4月と6月の年金から、令和2年度の保険料を基に算定した金額を納めていただいています。前半(4月、6月、8月)と後半(10月、12月、2月)それぞれの保険料額合計をできるだけ均等にするため、8月の保険料額で調整します。そのため前年と比べ保険料段階が変わる場合などに、8月の保険料額は他の月に比べて大幅に増減することがあります
 ◎保険料額は令和3年4月～令和4年3月の1年間の金額です。日本年金機構などから送付される源泉徴収票は1月～12月の金額のため、この保険料額と金額が異なります
 ◎第1段階から第3段階は、国の制度による軽減措置後の金額です

介護保険のしくみ

介護保険は、支え合いの考えのもと共同して保険料を負担し、加齢による病気などにより介護が必要になった人に、介護サービスを提供するしくみです。40歳以上の人が被保険者として保険料を納め、介護や支援が必要であると認められれば、1割から3割の自己負担によって介護サービスを利用することができます。

市の高齢者人口と認定者数の推移

市の高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の割合)は、平成12年10月の13・8割(7人に1人)から、令和2年10月には33・6割(3人に1人)と、19・8ポイントの大幅な増加となっています。また認定者数も平成12年10月と令和2年10月を比べると2823人増、約3・3倍と大幅な増加となっており、今後もこの傾向はさらに進むと見込まれます。

第8期介護保険事業計画の策定

戦後生まれのいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加する令和7年度を見据えた地域包括ケアシステムのさらなる深化を図るため、令和2年度に第8期目となる介護保険事業計画を策定しました。計画では、令和3年度から3年間の介護保険サービスの見込み

令和3年度からの介護保険料について

65歳以上の人の令和3年度から3年間の介護保険料を市条例で決定しました。今回決定した介護保険料では、一定以上の所得がある人を対象とする第17段階および第18段階を新たに設けていますが、基準となる第5段階(年額61180円)を含め、既存

の各段階の保険料は据え置きとなります。(左表参照)
 高齢化の進展に伴う要介護等認定者の増加などにより介護給付費は上昇傾向にあります。が、段階の追加や準備基金の取り崩しにより保険料の増加を抑えています。
 なお、やむを得ない理由により納期限までに保険料を納めることができない場合は、高齢介護課介護保険係(☎(56)4043)にご相談ください。

令和3年度介護保険制度改正の概要

令和3年度(2021年度)の介護保険制度改正は、団塊の世代がすべて75歳になる令和7年度(2025年度)に向け、介護保険料の負担をできるだけ適正な範囲に抑えつつ、引き続き、介護サービスの効率化・重点化に取り組むことで介護保険を持続可能な制度とすることをねらいとしています。そのうち、利用者負担の見直しについて説明します。

<令和3年4月から>

◎介護保険料の段階の新設

既存の第1段階から第16段階までの保険料は据え置きに、所得が一定以上ある人を対象とする第17段階および第18段階を新設しました。(表面参照)

<令和3年8月から>

◎高額介護サービス費算定の区分・上限額の変更

1ヵ月ごとの自己負担額の段階区分について次のとおり変更となります。

【現行】(令和3年7月利用分まで)

利用者負担段階区分	利用者負担月額上限
第5段階 現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人(※)	世帯：44,400円
第4段階 市民税を課税されている世帯員がいる人	世帯：44,400円
第3段階 世帯の全員が市民税を課税されていない人で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える人	世帯：24,600円
第2段階 世帯の全員が市民税を課税されていない人で、第3段階以外の人	世帯：24,600円
第1段階 本人及び世帯全員が市民税非課税であって、老齢福祉年金受給者生活保護受給者等	個人：15,000円

※同じ世帯に課税所得が145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入の合計が520万円以上の世帯(単身世帯の場合は383万円以上)

【改正後】(令和3年8月利用分から)

利用者負担段階区分	利用者負担月額上限
第7段階 年収約1,160万円以上	令和3年8月利用分より新たに追加 世帯：140,100円
第6段階 年収約770万円～約1,160万円未満	世帯：93,000円
第5段階 年収約383万円～約770万円未満	世帯：44,400円
第4段階 市民税を課税されている世帯員がいる人	世帯：44,400円
第3段階 世帯の全員が市民税を課税されていない人で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える人	世帯：24,600円
第2段階 世帯の全員が市民税を課税されていない人で、第3段階以外の人	世帯：24,600円
第1段階 本人及び世帯全員が市民税非課税であって、老齢福祉年金受給者生活保護受給者等	個人：15,000円

◎介護サービスを利用した場合の負担限度額の認定基準及び段階(自己負担額)の変更

本人および世帯員が市民税非課税でかつ、下記の条件を満たす被保険者が、施設入居の際の食費及び居住費の減額を受けることができる負担限度額認定について、令和3年8月1日以降は次のとおり変更となります。

<認定基準の変更>

【現行】(令和3年7月31日まで)

段階	対象者	預貯金額等上限
第1段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	1,000万円未満 (夫婦で2,000万円)
第2段階	合計所得金額+課税年金額+非課税年金額が80万円以下の人	
第3段階	合計所得金額+課税年金額+非課税年金額が80万円超の人	

【改正後】(令和3年8月1日から)

段階	対象者	預貯金額等上限
第1段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	1,000万円未満 (夫婦で2,000万円)
第2段階	合計所得金額+課税年金額+非課税年金額が80万円以下の人	650万円未満 (夫婦で1,650万円)
第3段階	① 合計所得金額+課税年金額+非課税年金額が80万円超120万円以下の人	550万円未満 (夫婦で1,550万円)
	② 合計所得金額+課税年金額+非課税年金額が120万円超の人	500万円未満 (夫婦で1,500万円)

※上記段階に関わらず、2号被保険者(40歳から64歳の方)の預貯金額基準は変更ありません。(1,000万円、夫婦で2,000万円)

<負担額の変更>

【現行】(令和3年7月31日まで)

段階	食費		居住費等			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	300円	300円	820円	490円	490円(320円)	0円
第2段階	390円	390円	820円	490円	490円(420円)	370円
第3段階	650円	650円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額になります。

【改正後】(令和3年8月1日から)

段階	食費		居住費等				
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	300円	300円	820円	490円	490円(320円)	0円	
第2段階	390円	600円	820円	490円	490円(420円)	370円	
第3段階	①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円
	②	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額になります。

介護サービスの利用について

介護サービスを利用するためには、市に要介護(要支援)認定を申請し、「介護や支援が必要な状態である」と認定を受ける必要があります。

申請は、高齢介護課で本人やその家族が行いますが、申請に行くことができない場合は下表の地域包括支援センターなどに代行してもらいうこともできます。申請には、介護保険被

保険者証(65歳未満の人は、健康保険証など)が必要で、申請後に、本人などへの聞き取り調査があります。また、本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。これをもち、「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が判定されます。認定結果が出る前でも、暫定的なケアプランを作成することで、申請日から介護サービスを利用できます。現在日常

生活を送るのに心配がなければ、認定申請をする必要はありません。今後、身体機能の低下などで日常生活に支障を感じ、デイサービスやヘルパーなどの介護サービスが必要と思われる時に、かかりつけの医師とも相談のうえ、要介護(要支援)認定の申請をしてください。要介護認定係 ☎(56)4037

介護サービスの利用

介護サービスの使い方

介護予防・日常生活支援総合事業については、ケアプランを立てる必要があります。要支援1・2の人は各圏域を担当する下表の地域包括支援センターへ、要介護1・5の人は居宅介護支援事業者へ、それぞれ直接連絡してください。

介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援に認定された生活機能の低下が見られる人などが利用する「介護予防・生活支援サ

「一般介護予防事業」と65歳以上の人がすべてが利用できる「一般介護予防事業」で構成され、65歳以上の人の介護予防と自立した日常生活を支援するものです。

「介護予防・生活支援サービス事業」では、要支援1・2の人などを対象に、訪問型サービスと通所型サービスを実施しています。従来の訪問介護や通所介護に相当するサービスだけでなく、基準を一部緩和した市独自のサービスも実施しており、サービス内容に応

じた利用者負担額となつています。「介護予防・生活支援サービス事業」を利用するには、要介護・要支援認定を受ける方法のほかに、基本チェックリスト(生活状況についての簡易な質問)による判定を受けることで、必要なサービスが利用できます。

また、「一般介護予防事業」では認知症予防教室や介護予防教室などを行っています。

担当センター名	住所	電話番号	担当圏域
中部地域包括支援センター	寺田水度坂130	54-7330 55-3047	東城陽中圏域 城陽中圏域 南城陽中圏域
西部地域包括支援センター	富野西垣内1-19	55-7222	西城陽中圏域
北部地域包括支援センターひだまり	平川浜道裏20-1	55-5180	北城陽中圏域

保険料の減免

市には、収入の少ない世帯のための保険料減免の制度があります。

減免を受けるには、表面に記載している保険料段階が第2段階、第3段階の人で、年間収入120万円以下、預貯金350万円以下、課税者の扶養を受けていないなどの条件があります。また、災害による減免や、入院や失業などが原因で世帯の主たる生計維持者の収入が2分の1以下に減った場合のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合の減免制度もあります(国・市の基準を満たす場合に限り)。基準や手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

☎高齢介護課 保険係 ☎(56)4043